

議事要旨(1) リスク分担型企業年金に関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、リスク分担型企業年金に関して 6 月に公表された公開草案について寄せられたコメント・レターへの対応を検討する旨が説明され、引き続き、藤澤専門
研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおり
である。

リスク分担型企業年金の分類、分類の再判定、会計処理

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 会計上の分類の判定にあたって、様々なケースがあると想定されるため、分類の判
定基準について、何らかの記載を検討した方がよいのではないか。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 会計上の分類は、形式的な観点で判定するのではなく、実質的な観点で判断すべき
であり、その点を実務対応報告の結論の背景等に反映できるとよいと考える。また、
分類の再判定が随時行われる点も併せて記載した方がよいと考える。
- 分類の再判定は、将来に向かって変更するものと考え、確定給付制度に分類される
ことに伴って新たな認識が必要となる退職給付債務から年金資産を控除した額は
過去勤務費用として取り扱うのがよいのではないかと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 他の退職給付制度からの補填がある場合、一体と捉えて確定給付制度に分類する旨
が提案されているが、開示の点で検討すべき点はあるものの、会計上の分類の判定
は退職給付制度ごとの方がわかりやすいのではないかと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 特例掛金の取扱いについて、コメント対応に記載された内容を実務対応報告に追加
記載する点に賛成する。当該記載が、分類の判定における判断指針として機能する
のではないか。

これらに対して、事務局より、いただいた意見を踏まえて検討する旨の回答がなされた。

退職給付制度間の移行に関する取扱い

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金から確定給付制度に分類される
退職給付制度へ移行する場合と、分類の再判定の結果、確定拠出制度から確定給付
制度に分類された場合の取扱いは整合させるべきであり、いずれの場合も過去勤務

費用として処理すべきと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- リスク分担型企業年金の制度設計時には様々な観点から検討すると考えられるため、リスク分担型企業年金から確定給付制度に分類される退職給付制度への移行の取扱いについては、実務対応報告に記載する方がよいのではないか。会計処理としては、過去勤務費用の定義に該当するかどうかは検討する必要があるもの、繰り延べて費用処理すべきと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 経営者が従業員への給付額を保証していると考えられるため、新たな制度を採用したときに準じて、新たな認識が必要となる退職給付債務から年金資産を控除した額は、過去勤務費用に該当するのではないかと。移行に関する取扱いについては今後の検討課題とした上で、実務対応報告に記載しなくてもよいと考える。

これらに対して、事務局より、新たな認識が必要となる退職給付債務から年金資産を控除した額が過去勤務費用に該当するかどうか等の分析を行ったうえで、いただいた意見を踏まえて検討する旨の回答がなされた。

開示

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 制度の概要については、リスク分担型企業年金が十分に周知されるまではその特徴を開示することが必要ではないかと考える。

これに対して、事務局より、いただいた意見を踏まえて検討する旨の回答がなされた。

以上